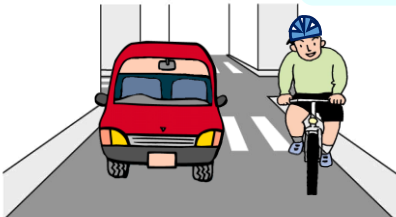



守ろうね！自転車に乗るときのルール

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外[※]



●自転車は『(軽)車両』です。車道を通しましょう。

※  自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道は、自転車で通行することができます。

2 車道は左側を通行



●車道の左端を通行し、右後ろからくる車にも注意しましょう。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



●歩道を通るときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

4 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



○夜間はライトを点灯



●ライトのほか、自転車の側面に反射材をつけましょう。

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



●交差点では必ず一時停止をし、車両の有無や動きをしっかりと確認しましょう。

5 子どもはヘルメットを着用



●子どもが自転車に乗るときや、子どもを補助いす等に同乗させるときは、安全確保のために保護者が積極的にヘルメットを着用させましょう。

神奈川県警察

皆さんご存知ですか？

自転車運転者講習制度について

危険な運転を繰り返す自転車運転者には
公安委員会から講習の受講が命じられます。

自転車運転者講習制度の流れ

※
自転車運転者が特定の「危険行為」を
3年以内に2回以上繰り返す。



※14歳以上の者



交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習の受講を命令



講習の受講
(講習時間3時間、講習手数料6,000円)

指定された期間に受講しない場合は
5万円以下の罰金

講習の対象となる危険行為

15種類の違反行為があります

- 1 信号無視
- 2 通行禁止道路(場所)の通行
- 3 歩行者用道路での徐行違反
- 4 歩道通行や車道の右側通行等
- 5 路側帯での歩行者の通行妨害
- 6 遮断踏切への立ち入り
- 7 優先道路等を進行する車両の進行妨害等
- 8 右折時、直進車や左折車への通行妨害
- 9 環状交差点通行者妨害等
- 10 指定場所一時不停止
- 11 歩道での歩行者妨害等
- 12 制動装置不備の自転車の運転
- 13 酒酔い運転
- 14 安全運転義務違反
- 15 妨害運転



自転車に乗る前に！あわせて覚えましょう



シートベルト

幼児を自転車の幼児用座席に
乗車させるときは、
ヘルメットだけではなく、
シートベルトも着用させましょう。


反射材用品

自転車に乗るときは、運転者から発見
されやすいように、明るい目立つ色の
衣服を着用し、夜間は反射材用品等を
活用しましょう。



保険加入

自転車の交通事故でも多額の損害賠償責任が生じる
場合があります。保険に加入するようにしましょう。

(例)	損害保険		賠償責任保険	被害者見舞金
 TSマーク	入院 15日以上	死亡・重度 後遺障害 (1~4級)	死亡・重度 後遺障害 (1~7級)	入院加療 15日以上 の傷害
青マーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円	/
赤マーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 1億円	